10　第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（同法第六十四条の五第一項に規定する通算対象欠損金額で同項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額に加算対象通算対象欠損調整額を加算するものとする。

12　前項に規定する加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第三百二十一条の八の二中「、第四項又は第二十二項」を「又は第三十四項」に改め、「（同条第二項又は第四項の申告書を提出した法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税の額について国の税務官署の更正を受けたこと）」及び「若しくは個別帰属法人税額」を削る。

第三百二十一条の八の三第一項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第三百二十一条の九第一項中「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三百二十一条の十一第一項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に、「、法人税に関する法律の規定によつて」を「、法人税に関する法律の規定により」に改め、「若しくは法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（「確定個別帰属法人税額」という。以下この項から第三項までにおいて同じ。）」を削り、「予定申告に係る連結法人の法人税割額」を「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」に、「によつて確定法人税額若しくは確定個別帰属法人税額」を「により確定法人税額」に改め、同条第二項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、「又は確定個別帰属法人税額」を削り、同条第三項中「若しくは個別帰属法人税額」及び「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「によつて」を「により」に改め、「又は当該連結事業年度分」を削る。

第三百二十一条の十一の二第一項中「及び次条第一項」を削り、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改める。

第三百二十一条の十一の三を削る。

第三百二十一条の十二第二項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に、「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、同条第三項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、「（同条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第二号において同じ。）」を削り、同条第四項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改める。

第三百二十一条の十三第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第二項中「又は連結法人税額の課税標準の算定期間（以下この項及び次項において「算定期間」という。）」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「算定期間の中途」を「法人税額の課税標準の算定期間の中途」に改め、同項第三号中「算定期間中」を「法人税額の課税標準の算定期間中」に改め、同条第五項中「又は個別帰属法人税額」を削る。

第三百二十一条の十四の見出し中「法人税額等」を「法人税額」に改め、同条第一項及び第二項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「においては」を「には」に改める。

第三百二十四条第一項中「又は個別帰属法人税額」を削り、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に改め、同条第五項中「、第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に改める。

第三百二十五条中「又は法人税」を「若しくは法人税」に改め、「、連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を削る。

第三百二十六条第一項中「、第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「（第三百二十一条の八第二十二項」を「（第三百二十一条の八第三十四項」に、「、第四項又は第十九項の」を「又は第三十一項の」に改め、同項第二号及び第三号中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同項第四号中「第三百二十一条の八第二十二項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十五項」に改め、同条第二項中「、第四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に、「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の八第二十四項又は第十九項」を「又は第三十一項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第二十三項」を「第三百二十一条の八第三十五項」に改める。

第三百二十七条第四項から第六項までを削る。

第四百六十七条第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

第七百一条の三十四第二項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十四項の項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、同表第三百二十一条の八第二十五項の項中「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に、「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に改め、同表第三百二十一条の八第二十六項の項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に改める。

第七百四十七条の二第一項第一号中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第五十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に改める。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第五十三条第四十六項及び第四十九項」を「第五十三条第五十五項及び第五十八項」に、「第三百二十一条の八第四十二項及び第四十五項」を「第三百二十一条の八第五十二項及び第五十五項」に改める。

附則第三条の二第二項及び第三条の二の二中「及び第四項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附則第三条の二の四第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

附則第八条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四十二条の十二第五項第一号」を「第四十二条の十二第六項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「中小連結親法人等の租税特別措置法第六十八条の十五の二第五項第一号に規定する適用年度」を「中小企業者等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度」に、「適用年度の連結法人税額に係る調整前